

(契約締結前交付書面 - )



アクティブ・ゼロ契約約款

アクティブ・システム利用規程

店頭外国為替証拠金取引

Active Zero

金融商品取引業者登録 近畿財務局長(金商)第 34 号

フェニックス証券株式会社

# アクティブ・ゼロ契約約款

## 第1条 契約約款・取引諸規程の遵守

お客様(以下「甲」とする)は、店頭外国為替証拠金取引「アクティブ・ゼロ契約約款」の各条項、「アクティブ・システム利用規程」及びフェニックス証券株式会社(以下「乙」とする)が別途定める店頭外国為替証拠金取引アクティブ・ゼロ取引ガイド(以下「取引諸規程」とする)を遵守し、これに従って乙と「店頭外国為替証拠金取引アクティブ・ゼロ」(以下「本取引」とする)を自己の判断と責任において行なうものとする。尚、口座開設に際しては所定の手続きを行い、乙の審査を受けることとし、乙は甲の本取引に対する適格性を判断し、妥当と認めた場合において甲の口座開設を行なうものとする。

## 第2条 本取引に関するリスク確認

本取引は乙が甲の相手方となって、取引を成立させる相対取引であり、甲は本取引に関するリスクを十分に把握し、本契約約款に記載されている事項を承諾し、自らの判断と責任において本取引を行なうことを確認する。

## 第3条 取引口座による処理

甲が、乙と行なう本取引において、証拠金、売買差金、若しくは未決済の売買取引(以下「ポジション」とする)を当該取引日終了までに反対売買により決済しない(以下「オーバーナイト」とする)ことにより授受する金銭等の取扱いは、次に定めるところによりアクティブ・ゼロ取引口座(以下「取引口座」)で円貨により処理する。

1. 本取引により発生する売買差金、オーバーナイトにより発生する金銭の授受、その他本取引により発生する金銭の授受は円貨で処理されその都度証拠金に組入れ、証拠金残高とする。
2. 外貨で発生する金銭の授受は乙の定める換算レートにより円評価され円貨で処理するものとする。

第4条 オンラインによる店頭外国為替証拠金取引  
オンラインによる店頭外国為替証拠金取引とは広義にはインターネット取引相場において1通貨の購入と他通貨の売却を同時に行なう取引を指し、本契約約款においては乙がインターネットを通じてオンラインで甲に提供するアクティブ・システム(以下「本システム」とする)を利用して甲乙間で行なわれるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいう。

尚、本取引に係る売買注文等の指示は本システムを利用してのみ行なえるものとし、原則として電話・メール等、その他の方法により売買注文等の指示を行なえないことに甲は異議を唱えないものとする。

また、甲は乙が甲からの電話等の手段による外国為替市場の価格照会、市況及び取引口座の状況に関する各種問い合わせについては受け付けないことに同意する。

## 第5条 取引通貨及び売買単位

甲が乙と行なう本取引において取引できる通貨の種類及び売買単位は乙が取引諸規程で定めるものとする。

## 第6条 取引日・取引時間及び注文受付時間

甲は本取引に係る取引日・取引時間及び注文受付時間について乙が定める取引諸規程にて規定される取引日・取引時間及び注文受付時間とすることに同意する。

## 第7条 取引数量の範囲

1. 甲は、乙と行える本取引の数量は乙が甲から預託を受けた証拠金及び甲の本取引におけるポジションの約定値段と市場価格の差額から換算した差損益金(以下「総損益」とする)の合計(以下「証拠金有効残高」とする)で売買を行うことのできる範囲の数量とする。但し、1回毎の注文数量の上限は500万通貨単位とすることに同意する。
2. 甲は、乙と行える本取引の数量が前項で定める範囲内であっても、市場流動性を勘案し、乙の判断により制限される場合があることに同意する。

## 第8条 為替レートについて

1. 甲は、本取引において乙が提示する取引基準通貨の売値又は買値は外国為替市場におけるインターバンクレートを参考として乙が独自に算出した為替レートであり、売値と買値に差があることに同意する。
2. 甲は、前項の為替レートがその時の相場状況や変動により、甲が期待した値段と同一にならない場合があることに同意する。

## 第9条 証拠金の預託

1. 甲は、乙と本取引を行なうに際し、全ての債務を担保するため、次の証拠金を乙に円貨にて預託するものとする。但し、乙が取引諸規程で規定する最低額（以下「最低預託証拠金額」とする）以上を預託するものとし、証拠金にかかわる有価証券の受入は行なわないものとする。また、証拠金の預託に対しては無利息とすることに同意する。

(1) 初回必要証拠金（新規取引時）/維持証拠金（ポジション保有時）

甲が新規に売買取引をするのに必要な証拠金（以下「初回必要証拠金」とする）の額は時価の買建値（Bid）に取引数量を乗じた額（以下「取引総額」とする）に対し、乙が取引諸規程で規定する割合による日本円総額とし、売り取引及び買い取引とも当該する取引総額を適用するものとする。尚、対価通貨が日本円以外の取引通貨ペアに関しては時価の当該する対価通貨の円評価額により算出するものとする。尚、本条項に規定する日本円総額はポジションを維持するための最低担保金額（以下「維持証拠金」とする）となり、本取引における甲の証拠金有効残高が維持証拠金合計額を下回ってはならないものとする。

(2) 余剰金（維持担保残金）

甲の証拠金有効残高から維持証拠金合計額を引いた額（以下「維持担保残金」とする）を余剰金とする。余剰金は新規取引をする際の初回必要証拠金に充当されるものとする。尚、余剰金がマイナス残高になった場合にはポジションが強制決済されるものとする。

2. 同一取引通貨ペアの売りポジションと買いポジションの両方を持つ場合（以下「両建」とする）の維持証拠金合計金額は当該する両建ポジションの何れが多い方の維持証拠金合計額を適用するものとする。

3. 証拠金の預託方法は、甲が乙の指定する銀行口座に本人名義で電信にて振込むものとする。

## 第10条 売買注文の種類及び指示

1. 本取引において実行できる注文の種類は以下の通りとする。

(1) 成行注文

価格指定を行わず、その時々市場動向に応じた価格で約定させる注文

(2) リミット注文

指定値段もしくはそれよりも有利な値段になった場合に成立する注文（指値注文）

(3) ストップ注文

指定値段もしくはそれよりも逆方向に変動した時点で、成行注文となり成立する注文（逆指値注文）

(4) OCO注文

2つの仕切注文を条件付きで対とし、一方の仕切注文が成立した時点で他方がキャンセルされる注文

(5) IFD注文

ある取引が成立した時点で、後続の取引を有効にする注文

(6) IFO注文

新規注文と決済するためのOCO注文を同時にだす注文

2. 両建するための新規注文をする場合には、あらかじめヘッジ注文を選択してから本条第1項の注文をだすものとする。甲は、両建は売買スプレッド等の重複負担やスワップポイントの差額負担等が発生し、経済合理性を欠くおそれがあることを了知したうえで、当該指示をするものとする。

## 第11条 売買注文の指示

1. 甲が、乙に本取引の注文を出す時は本システムを利用して、次に掲げる事項を明示するものとする。この場合、乙の受注確認をもって注文の指示がされたものとする。尚、甲においても売買注文等の指示事項及び時間等については別途記録等を取るなどの管理責任があり、乙からの求めに応じて当該する指示事項及び時間等の履歴を明示しなければならないことに同意する。

(1) 取引口座番号及びパスワード

(2) 通貨の種類

（取引基準通貨及び通貨ペアの指定）

(3) 売りまたは買いの区別

(4) 新規または仕切

仕切の場合には対象ポジションの指定または未指定（成立順）の区別

(5) 売買注文の数量

(6) 成行またはリミット注文・ストップ注文等の区別  
リミット注文・ストップ注文の場合には指定値段及び売買注文の有効期限を指示

2. 甲は本システムの操作方法、注文方法を甲の責任において理解したうえで、注文の指示を正確に行うものとし、甲による入力ミス、操作ミス、その他の理由による誤発注が成立した場合でも異議を唱えないものとする。

## 第12条 売買注文の受付・執行

甲は原則として本システムを利用して乙が定める取引諸規程に規定される取引日及び注文受付時間内に、売買注文、売買注文の取消し等の本取引に係わる指示を行なうものとし、乙が甲からの注文を受付けた後に執行するものとする。

## 第 13 条 スリッページ(注文価格と成立価格の乖離)について

ストップ注文(逆指値注文)の約定価格については以下の通り定めるものとする。

(1) 通常時(月曜日及び休場明けの取引開始時を除く取引時間帯)

ストップ注文の成立には原則として注文価格と成立価格の乖離(以下「スリッページ」)は発生しないものとする。ただし、為替相場の急激な変動状況によってはスリッページが発生する可能性があることを了知する。

(2) 月曜日及び休場明けの取引開始時

前取引日終了時から為替レートが大きく変動している場合にはスリッページが発生する場合があります。尚、相場状況によっては甲は甲の期待した値段と同一にならないことがあることに同意する。尚、相場状況によっては甲にとって大きく不利な価格で約定する場合がありますことに甲は異議を唱えないものとする。

## 第 14 条 売買注文及び約定の無効・取消し

### 1. 証拠金不足

乙に受注された甲の新規指値注文は乙の建値が甲の指定価格になった時点で、当該する新規指値注文の必要証拠金合計額に不足が生じている場合には執行されないものとし、甲は異議を唱えないものとする。尚、当該注文は取消しされるものとする。

### 2. 不可抗力等による執行エラー

天変地異・サイバ・テロ等の特殊な環境下や関連する取引システムの欠陥、故障、誤作動、その他の技術的な要因により、市場価格から著しく乖離し、誤りであることが明らかな価格による約定等の不可抗力等による執行エラーが発生した場合には、当社は事実を解明し、その理由を告げた上で当該取引を解除・無効とすることができるものとし、甲は異議を唱えないものとする。尚、当該約定は取引等の報告書出状後であっても取消しされるとともに当該注文も取消しされるものとする。

## 第 15 条 取引の決済

1. 甲は任意に甲のポジションを反対売買(転売・買戻し)により決済することができる。
2. 第 21 条に規定するロスカットルールまたは第 23 条第 1 項「期限の利益の喪失」に甲が該当した場合には、乙の裁量により当該ポジションは反対売買により決済される。

## 第 16 条 ポジションの持ち越し(自動延長)

甲の本取引につき、当該するポジションが取引日終了時までには決済されない場合(以下「オ・バ・ナ

イト」とする)には自動的にポジションが持ち越され、以後も決済がされるまでポジションが持ち越されるものとする。

## 第 17 条 スワップポイントの授受

甲はポジションをオーバーナイトするとともに当該ポジションが日次更新(オ・バ・ナイト処理)された場合には、その都度乙が定めるスワップポイントを授受することに同意する。

尚、甲がポジションをオーバーナイトした場合でも当該ポジションが日次更新される前に決済された場合にはスワップポイントの授受はなされないものとする。

## 第 18 条 取引内容の確認

甲が本システムを利用して行なった売買注文の内容等について、甲と乙の間で疑義が生じたときは甲が乙のシステムに入力したデータの記録内容をもって処理する。

## 第 19 条 総損益の評価(リアルタイム評価)

甲の本取引における総損益は常に実勢レートにより算出するものとする。また、取引対価が日本円以外の通貨ペアに関しては乙の定める換算レートにより円評価されるものとする。

## 第 20 条 証拠金(余剰金額)の返還及び別種取引口座への振替

1. 乙に預託されている証拠金の額が、預託すべき維持証拠金額を超過する場合において、甲は当該超過する額(以下「余剰金額」とする)の全部または一部の返還を乙が定める取引諸規程に従い、乙に請求することができる。甲が乙に証拠金の返還を請求する場合には乙所定の証拠金引出依頼書を提出するものとする。尚、甲のポジションが残存しない場合において甲の返還請求額を差引いた甲の証拠金残高が最低預託証拠金額未滿となる場合には乙の判断により全額返還される場合があることに甲は同意する。
2. 乙は甲より本条第 1 項による証拠金の返還請求を受けたときは、当該営業日から 4 営業日以内に当該請求に係る額を甲に返還するものとする。但し、甲は当該口座にポジションがある場合には余剰金額が変動し、返還額が減少する可能性があることを了解する。また、乙は証拠金引出依頼書の不備等またはそれに準じる場合には、当該する返還を停止または制限することができる。
3. 前項に定める証拠金の返還は甲の指示により予め「口座開設申込書」等にて通知した甲名義の振込指定口座に当該返還額を振込むことにより行われることに同意する。

4. 乙に預託されている証拠金の額が最低預託証拠金額未滿となる少額残高については乙の判断により全額返還される場合があることに甲は同意する。
  5. 甲は乙に開設する甲の別種取引口座に余剰金の全部または一部の振替を乙が定める取引諸規程に従い、乙に依頼することができるものとし、乙は甲より振替依頼を受けた時は当該営業日から4営業日以内に当該依頼に係る額を甲の別種取引口座へ振替するものとする。また、甲は乙が別途定める振替手数料及び消費税を支払うものとする。
- (2) 手形交換所の取引停止処分をうけたとき。
  - (3) 甲の乙に対する本取引又はポジションに係る債権又はその他一切の債権の何れかについて仮差押、又は差押がされたとき。
  - (4) 外国の法令に基づく前各号の何れかに相当又は類する事由に該当したとき。
  - (5) 住所変更の届出を怠るなど甲の責めに帰すべき事由によって乙に甲の住所が不明になったとき。
  - (6) 死亡または心身の故障により本取引の継続が困難となったとき。

#### 第 21 条 ロスカットル - ル(強制決済制度)

1. 乙は甲のポジションに対して常に実勢レ - トにより証拠金有効残高を算出するものとし、甲の証拠金有効残高が当該する維持証拠金額未滿に達した場合(余剰金がマイナス残高になった場合)には乙の裁量により甲のポジションの全部または一部を成行注文により強制的に決済することができるものとする。甲は乙の判断にて当該処分を行なうことに合意し、その結果に一切異議を唱えないものとする。
2. 強制決済の対象となる甲のポジションが複数ある場合には、乙が裁量により任意に選択できるものとする。但し、原則として成立の古いポジションから決済するものとする。
3. 甲は、本条第1項に規定する強制決済が執行された場合に生じる差損金は、全て甲に帰属することに同意する。また、市況によっては当該決済により、甲の乙に預託している証拠金額を超過する損失が発生する可能性があることに同意する。尚、本条項による決済は甲の証拠金の入金予定に係らずに執行されることに異議を唱えないものとする。

#### 第 22 条 預託金等による債務の弁済

乙が甲から預託を受けた初回必要証拠金、本取引にかかる差損益金その他の金銭は本取引に関して甲が乙に対して負担する全ての債務に共通の担保とすることに同意する。

#### 第 23 条 期限の利益の喪失

1. 甲について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、乙から通知・催告等を要せず本取引及びポジションに係る乙に対する債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することに同意する。
  - (1) 支払いの停止又は破産・民事再生手続開始・会社更生手続開始・特別清算開始もしくは会社整理の申立があったとき。

2. 甲は次の各号の事由のいずれかが生じた場合、乙の請求によって本取引及びポジションに係る乙に対する債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済することに同意する。
  - (1) 甲の乙に対する本取引又はポジションに係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも遅滞したとき。
  - (2) 甲が乙との本契約約款又は一切の取引約定のいずれかに違反したとき。
  - (3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

#### 第 24 条 相殺

1. 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、甲が乙に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引及びポジションに係る甲の乙に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも乙は相殺することができる。
2. 債権債務の利息・損害金等の計算についてはその期間を計算実行の日までとし、利息・損害金等の利率については別途定める利率によるものとする。

#### 第 25 条 充当の指定

債務の弁済又は第 24 条の相殺を行なう場合、甲の債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序方法により充当することができる。

#### 第 26 条 一般的除外事項

1. 乙及びその取締役、管理職員、従業員、代理人は、甲が本契約約款(本取引ならびに乙が本取引を拒絶したという事実も含む)の下で被る一切の損失、損害、被害費用、支出に関して責任を負わないものとする。但し、乙または取締役、管理職員、従業員、代理人の重大な過失、故意の不履行、詐欺行為による場合を除くものとする。

2. いかなる場合も乙は派生的損害や特別損失に関する責任を負わないものとする。

本契約約款のいかなる規程も甲の過失による死亡もしくは身体への傷害に関する乙の責任を規定するものではなく、乙は責任を負わないものとする。

3. 本契約約款のいかなる規程も甲の過失による死亡もしくは身体への傷害に関する乙の責任を規定するものではなく、乙は責任を負わないものとする。

## 第 27 条 通知及び交付書面の電磁的方法による提供

甲は乙から甲に対して発すべき以下の通知及び交付書面等は、電子メ - ルによる送信その他法令で定める電磁的方法（お取引関係：専用画面内、PDF・Excel・HTML・CSV 形式）によって通知内容または記載事項を提供できるものとし、乙から甲への交付とみなされることに同意する。

- (1) 契約締結前交付書面
- (2) 証拠金等の受領に係る書面
- (3) 成立した取引に係る書面
- (4) 建玉（ポジション）、証拠金等及び未決済勘定の現在高報告（日次報告）
- (5) 本取引に関わる証拠金、その他重要事項等の変更についての通知

## 第 28 条 本取引の確認・指示及び状況調査アンケートの回答

甲は乙より交付された通知及び書面等の内容を遅滞なく確認するものとする。乙は当該通知及び書面等を交付した日から起算して 10 営業日以内に、甲より書面による異議の申し立てがない場合には、当該内容について甲が同意したものとみなす。

## 第 29 条 通知及び書面等の効力

1. 甲が乙に届出た住所・連絡先または電子メ - ルアドレスにあって、送付または送信した乙よりなされた本取引に関する通知及び書面が、甲の住所・連絡先または電子メ - ルアドレスの変更、失踪その他乙の責めに帰さない事由により遅延または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到着したものとみなされる。
2. 前項の規程に基づく諸通知、報告書その他の書類の到着遅延または未到着及び甲がアクティブ・システム利用規程 第 14 条に規定する取引状況等の確認を怠ったことにより発生した一切の損害について、乙は免責されるものとする。

## 第 30 条 法人口座に係る取引責任者の届出

甲が法人の場合には代表者以外に別途、取引責任者を指定することができるものとする。尚、甲が取引責任者を指定する場合には「取引責任者通知書」にて乙に届出るものとする。

## 第 31 条 届出事項の変更届

甲は、氏名もしくは名称・住所・連絡先または電子メールアドレスその他の届出事項に変更があったときは乙に対し直ちに乙所定の「届出事項変更届」等の提出によりその旨の届出をするものとする。また、乙が当該変更届を受領し、内容を確認した時点で当該事項の変更が完了するものとする。尚、変更の届出を行わない、もしくは届出の遅延により発生した甲の損害について乙は免責されるものとする。

## 第 32 条 免責事項

甲は次の各号に掲げる損害について乙は免責されることを了解する。

- (1) 天災・政変・外貨事情の急変・外国為替市場の閉鎖、通信機器及び通信施設の故障や機能停止等の乙の責任によらない事由または不可抗力と認められる事由により本取引の執行、金銭の授受又は預託の手続き等が遅延し、又は不能となったことによる損害。
- (2) 外国為替市場の閉鎖若しくは規則変更等の理由により、甲の本取引に係る注文に乙が応じ得ないことによる損害。
- (3) 電信又は郵便の誤配、遅延等、乙の責めに帰すことの出来ない事由により生じた損害。
- (4) 所定の書類に使用された印影又は署名が届出の印影もしくは署名と相違ないものと乙が認めて、金銭の授受・預託その他の処理が行なわれたことにより生じた損害。
- (5) 甲、乙又は外国為替市場関係者その他第三者が使用するコンピューターのハードウェア及びソフトウェアの故障、誤作動その他の不具合により生じた損害。
- (6) 第 14 条の売買注文及び約定の無効・取消しにより生じた損害。
- (7) 甲が無線通信の方法を用いて本取引を行なう場合において、電波障害、無線通信の切断等の事由により注文等が乙に適切に受理されなかったことにより生じた損害。
- (8) システム障害等により本システムが停止し、甲が本取引に係る売買注文等の指示を乙にできなかった、または遅れたことにより生じた損害。

### 第 33 条 債券譲渡の禁止

甲が乙に対して有する本取引に係る債権は、これを他に譲渡又は質入れしないものとする。

### 第 34 条 料金の支払い

甲は、本契約約款並びに事前に甲に通知されるところのその他定めに基づく料金、手数料、利用料及びそれらにかかる全ての税(乙自身の利益・利得に関して乙に支払い義務がある税を除く)、印紙税、その他の納付金、送金手数料、賦課金等の本取引に関わる諸費用、及び甲の投資の保有に関連して正規の名義人もしくは所持人が徴収する全ての料金、手数料、利用料(以下「料金」とする)を請求があれば直ちに支払うことに同意する。通常これらの料金は乙が指示に従った行為もしくは関連する権利の行使あるいは関連する支払いの実行を行なった後、任意の時に乙より甲の取引口座より全額引き落とし(甲への通知の有無を問わない)されることにより支払われるものとする。尚、本条項は第 22 条及び第 24 条に基づく乙の権利を損なわないものとする。

### 第 35 条 未払い債務の取り立て

甲が乙と行なう本取引に関し乙に対する債務の履行を怠ったときは、乙の請求により乙に対し履行期日の翌日(当該日を含む)より履行の日(当該日を含む)までの期間について、延滞した金額に対し年 14.6%の利率で期間計算した遅延損害金を支払うことを了解する。

### 第 36 条 報告書等の作成及び提出

1. 甲は、乙から日本国の法令等に基づき要求される場合には、甲に係る本取引の内容その他を日本国の政府機関等に報告することに異議を唱えないものとする。  
またこの場合、甲は乙の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとする。
2. 前項の規程に基づく報告書、その他の書類作成及び提出に関して発生した一切の損害については、乙は免除されるものとする。

### 第 37 条 約諾(契約)の解約

次の各号に該当し、又は甲が第 23 条に掲げる事項のいずれかに該当したとき本約諾(契約)は解約されるものとする。ただし、解約時において甲の未決済ポジションがある場合においては、乙は甲の計算において当該未決済ポジションを成行注文により決済することができるものとする。

- (1) 甲が乙に対し解約の申し入れをしたとき。

- (2) 甲が本契約約款の条項の何れかに違反し、乙が本約諾の解約を通告したとき。
- (3) 甲が乙の判断により本取引を継続することが不適當であるとされたとき。
- (4) 甲が死亡したとき。
- (5) 乙が業務上の事由により乙の任意又は非任意を問わず店頭外国為替証拠金取引に関する監督官庁の登録を喪失したとき。
- (6) 第 42 条に定める取引諸規程の変更に甲が同意しないとき。
- (7) 甲の取引証拠金残高が相当の期間においてないとき。
- (8) 甲が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、乙が解約を申し出たとき。
- (9) 甲が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為を行い、乙が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき。
- (10) 甲が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、乙が解約を申し出たとき。
- (11) 前各号の他、やむをえない事由により乙が甲に対し解約の申し出をしたとき。

### 第 38 条 電話の録音

乙は甲からの本取引に関する連絡、指示等について、個別の同意なしに録音等の記録を保存できるものとする。

### 第 39 条 適格性に係る再審査

乙は口座開設後であっても甲の本取引に対する適格性について、乙の判断により再審査を行なえるものとし、甲は乙の再審査に必要な所定の手続きを行なうものとする。

### 第 40 条 適用法

本契約約款は日本国の法律により支配され解釈されるものとする。

### 第 41 条 合意管轄

本取引に関する訴訟・訴訟手続きは東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として行なうものとする。

#### 第 42 条 取引諸規程の変更

本取引に関わる法律等の施行・改正または外国為替市場の状況変化等にもない、乙の判断により取引諸規程の条項を、甲に事前に通知することにより変更できるものとする。この場合、所定の期日までに異議申し立てがなければ、甲が変更に同意したものとみなす。

#### 第 43 条 解釈の疑義

本取引に関わる取引諸規程に定めのない事項、または本契約約款の履行につき疑義が生じたときは、関係法令に従うほか、双方誠意を持って協議し、円満解決を図るものとする。

以上

平成18年7月1日施行  
平成19年10月1日改定  
平成22年1月4日改定  
平成22年8月11日改定

# アクティブ・システム利用規程

## 第1条 契約の趣旨

お客様(以下「甲」とする)ならびにフェニックス証券株式会社(以下「乙」とする)は乙がインターネットを通じてオンラインで甲に提供するアクティブ・システム(以下「本システム」とする)を利用して乙の店頭外国為替証拠金取引「アクティブ・ゼロ」(以下「特定取引」とする)に係わる売買注文、売買注文の取消し等の指示を行うにあたり、次の各条項を遵守するものとする。

## 第2条 本システムの提供及び利用

1. 本システムは、甲がアクティブ・システム利用規程(以下「本規程」とする)を熟読したのうえ、その内容について同意し、乙と特定取引に関する契約を締結した場合に限り利用できるものとし、乙は本システムをインターネットを通じてオンラインで甲に提供するものとする。
2. 甲は本システムの操作方法、注文方法を甲の責任において理解したうえで、本システムを利用するものとする。
3. 甲は本システムを利用してのみ乙に特定取引に係る売買注文等の指示を行なえるものとする。
4. 証拠金の預託がされていない口座及び預託されている証拠金が乙が別途規定する最低預託額未満の口座で2ヶ月以上取引履歴がない場合には乙の判断により本システムの利用を停止できるものとする。

## 第3条 契約の遵守及び口座番号・パスワードの管理

1. 甲ならびに乙は特定取引に関わる契約約款・取引要綱及び本規程を遵守するものとする。
2. 甲のパスワードは甲の特定取引の口座開設後に乙により設定されるものとする。尚、当該するパスワードは甲のみが使用できるものとする。
3. 甲は口座番号(ユーザーネーム)及び前項に定めるパスワードを第三者に開示、貸与もしくは譲渡しないものとする。甲の取引口座番号及びパスワードを第三者が使用して特定取引を行なった場合の一切の責任は甲に帰すものとする。

## 第4条 取引の指示及び利用時間

甲が本システムを利用して行うことができる特定取引に係わる指示及び利用時間は月曜日午前6時から土曜日午前6時(米国冬時間採用時は月曜日午前7時から土曜日午前7時)とする。但し、乙は通信回線及びシステム障害またはメンテナンス等のやむをえない理由により予告なく本システムの

利用を一時停止もしくは中止できるものとし、甲は異議を唱えないものとする。

## 第5条 システム利用料

本システムの利用料は無料とする。

## 第6条 売買注文等の受信及び受付

甲が本システムを利用して送信した売買注文等の指示は乙が正常に受信を確認した場合において受付されるものとする。回線障害及びシステム上の障害もしくはその他の障害により、乙が受信できなかった場合には無効となり、甲は異議を唱えないものとする。

## 第7条 売買注文等の受注

市況及び注文状況もしくはシステム上の理由により甲から受信した売買注文等の指示が乙に受注されるまでに時間がかかり、相当の遅れを生じた場合でも甲は異議を唱えないものとする。また、乙の判断により一時的に受注処理を中断することができるものとする。

## 第8条 取引の数量

甲が本システムを利用して行なえる特定取引の数量は乙が別途定めるものとする。また乙は必要に応じて甲の未決済の売買取引(以下「ポジション」とする)の数量を限定するよう求めることができ、乙の判断においてポジション限度の確保のため、その限度以上の特定取引を解消することができるものとする。

## 第9条 成行注文の指示及び約定

成行注文は本システムにより乙があらかじめ甲に建値を時限的に提示するものとし、甲が当該値段により売買の指示を行い、乙が約定した時点で取引が成立するものとする。但し、乙は市況及び注文状況等により当該建値を無効(オフ)とし、建値の再提示をすることができるものとする。

## 第10条 発注値幅制限

甲は本システムを利用して乙の定める発注値幅以外でのリミット注文(指値)・ストップ注文(逆指値)はできないものとする。

## 第11条 注文の取消し

甲は本システムを利用して未約定の売買注文に限り、取消しできるものとする。

## 第12条 売買注文の無効

甲から出された売買注文が特定取引に係わる契約約款第14条(1)に該当する場合及び乙が不適格

と判断した場合には無効となり乙は取消してできるものとする。尚、当該注文の不成立による損害について乙は責任を負わないものとする。

### 第13条 売買注文の有効期限

本システムにより行なう特定取引の成行注文以外の注文の有効期限は以下の通りとする。但し、当該注文が前条の売買注文の無効に該当する場合には取消しされるものとする。

#### (1) DAY注文

甲が注文を出した当該取引日の終了時(日本時間午前6時)まで有効となる注文。但し米国冬時間採用時は日本時間午前7時とする。

#### (2) GTC注文

甲が注文を出してから、当該注文を甲が取消すまで有効となる注文

### 第14条 取引状況等の確認

甲は甲の特定取引に係る甲の証拠金、総損益、ポジション及びロスカット(強制決済)等の状況及び売買注文(受注、成立、取消、期限切れ、無効による取消し等)の状況については本システムにより甲に提供する甲の取引画面(以下「アクティブ・システム画面」とする)を利用して確認できるものであることを認めるとともに甲にその都度確認する義務があるものとする。

### 第15条 証拠金の受領及び成立した取引に係る報告・確認

乙は甲からの証拠金を受領した場合及び甲から指示された売買注文が約定した場合にはその都度、アクティブ・システム画面にて、取引状況等のデータ更新をすることで当該報告を行なうものとし、甲は当該書面の交付とみなされることに同意する。また、甲はアクティブ・システム画面にて交付書面の内容を確認するものとし、記載内容等に不審な点がある場合には遅滞なく乙に連絡するものとする。

### 第16条 アドバイスの非提供

#### 1. 特定取引の執行

乙は特定取引に係る業務のみを行い電話、メール等による市況の問合せやアドバイス等の提供を行わないものとする。また、乙は本システム及びインターネット等を通じてチャートやニュース、市場観測などの形で取引情報を提供するものであるが、それらは甲が自ら投資判断を行う参考資料とするものであり、そのようなニュースや観測の正確性もしくは不正確性の故に一切責任を問われることはないものとする。

#### 2. 甲自身の判断及び妥当性

甲は専ら自らの責任において、独自に特定取引及び本システムのリスクを評価審査するものであることを表明する。甲は特定取引及び本システムの利点とリスクを自ら評価するのに十分な知識と経験を有するものであることを表明する。乙は甲の本規程に基づき取引される商品の妥当性を一切保証せず、乙との関係においてなんら受託者として義務を負うものではない。

### 第17条 免責事項

特定取引に係わる契約約款第32条に規定する免責事項及び次に該当する事項により甲に損害が発生した場合、乙は一切の責任を負わないものとし、当該する損害は全て甲に帰属するものとする。

(1) 甲が本システムのデータまたは情報を利用したことにより発生した損失

(2) システム障害を原因とする発注の遅延・不能または誤発注及び、明らかに市場価格に基づかないレートで成立した事により甲がこうむる損失及び得べかりし利益

(3) 乙が本システムの利用を一時停止もしくは中止したことにより発生する甲の損失及び得べかりし利益

(4) 甲以外の者が甲の口座番号(ユーザーネーム)及びパスワードを利用して本システムを利用し、甲に発生した損失

### 第18条 情報保護

甲は本システムを利用して知り得た情報等を第三者に無断で提供開示することはできないものとする。

### 第19条 本システムによる情報提供及び利用に係わるサービス

乙は甲に対し本システムを通じての情報提供及び利用に係わるサービスを乙が定めた範囲内において行うものとする。また、甲は本システムの利用に際し、必要とされるPC等の基礎知識・設備及び接続環境等を甲の責任において整備するものとする。

### 第20条 本システム利用の終了

乙は次のいずれかに該当した場合には事前に通知することなく甲との利用契約を終了できるものとする。

(1) 甲が本システム利用の解約を申し出た場合

(2) 甲が特定取引の口座を解約した場合

(3) 甲が乙の判断により、本システムの利用が不適当とされた場合

(4) 乙が本システムを廃止した場合

#### 第 21 条 権利義務の譲渡

甲は本規程より生じる権利または義務を第三者に譲渡できないものとする。

#### 第 22 条 利用規程の変更

乙が本規程を変更する場合には事前に書面またはホームページ等により甲に通知するものとします。この場合、所定の期日までに異議申し立てがないときは、規程の改定にご同意頂いたものとして取り扱います。

以上

平成 18 年 7 月 1 日施行  
平成 22 年 1 月 4 日改定  
平成 22 年 8 月 11 日改定



## フェニックス証券株式会社

本店

大阪府大阪市中央区北浜1 - 5 - 5

東京支店

東京都中央区八重洲1 - 5 - 3

お問い合わせ先

営業部カスタマ - サポート

TEL 03 - 3516 - 9372

FAX 03 - 3510 - 0561